

上富田町地域公共交通会議次第

日 時 令和元年 7月29日(月)

13:30～

場 所 役場 2階 大会議室

1. 開会挨拶

2. 議 題

(1)【第1号議案】

くちくまのコミュニティバス事業計画及び運行計画の変更について(案)

(2) その他

3. 閉 会

上富田町地域公共交通会議 委員名簿

団体名	職 名	氏 名	部 門	備 考
明光バス株式会社	代表取締役	牧 洋 史	旅客自動車運送事業者	
龍神自動車株式会社	総務部長	井 谷 幸 寛	旅客自動車運送事業者	
公益社団法人 和歌山県バス協会	専務理事	森 下 清 司	旅客自動車運送事業者	
社団法人 和歌山県タクシー協会	専務理事	安 東 完 爾	旅客自動車運送事業者	
社団法人 和歌山県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	西 村 芳 通	旅客自動車運送事業者	
青少年育成町民会議	会長	上 羽 寛	住民・利用者	
国土交通省 近畿運輸局 和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	河 原 正 明	運輸支局	
明光バス労働組合	執行委員長	小 谷 克 幸	旅客自動車運送事業者組合	
和歌山県 企画部 地域振興局 総合交通政策課	課長	長 尾 尚 佳	県	
田辺警察署	交通課長	大 江 澄 享	警察	
和歌山県 西牟婁振興局 建設部 管理保全課	課長	玉 置 哲 郎	道路管理者	
上富田町	副町長	山 本 敏 章	町	

(事務局)

上富田町総務政策課	課長	水 口 和 洋		
上富田町総務政策課	企画員	芝 健 治		
上富田町総務政策課	課長補佐	出 羽 正 典		
上富田町総務政策課	主事	藤 江 康 輝		

運行計画

(1) 運行系統の運行系統別及び運行回数 (新)

コミュニティバス運行系統					キロ程	運行回数	備 考
申請番号	系統番号	起 点	終 点	主たる経過地			
1	1	パブリック住宅前	上富田町役場前	医療センター・朝来小学校・朝来駅	往 10.73km 復 10.73km 平均 10.73km	往 1回 復 1回	・運行経路の変更 ・土・日・祝日、12/29 ～1/3は運休
2	4	上富田町役場前	上富田町役場前	朝来駅・丹田台緑ヶ丘	往 14.84km 復 14.76km 平均 14.80km	往 3回 復 3回	・運行経路の変更 ・土・日・祝日、12/29 ～1/3は運休 ・9:55発は春、夏休みの平日は運休(県立紀南図書館休館日は運行)
3	4A	上富田町役場前	上富田町役場前	朝来駅・丹田台緑ヶ丘・ビッグ・ユー	往 16.64km 復 16.56km 平均 16.60km	往 1回 復 1回	・運行経路の変更 ・春、夏休みの平日のみ運行(県立紀南図書館休館日は運休)
4	6	上富田町役場前	上富田町役場前	朝来小学校・医療センター・朝来駅	往 12.96km 復 12.78km 平均 12.87km	往 1回 復 1回	・運行経路の変更 ・土・日・祝日、12/29 ～1/3は運休

(2) 運行系統の運行系統別及び運行回数 (旧)

コミュニティバス運行系統					キロ程	運行回数	備 考
申請番号	系統番号	起 点	終 点	主たる経過地			
1	1	パブリック住宅前	上富田町役場前	医療センター・朝来小学校・朝来駅	往 10.73km 復 10.63km 平均 10.68km	往 1回 復 1回	・土・日・祝日、12/29 ～1/3は運休
2	4	上富田町役場前	上富田町役場前	朝来駅・丹田台緑ヶ丘	往 14.07km 復 13.90km 平均 13.99km	往 3回 復 3回	・土・日・祝日、12/29 ～1/3は運休 ・9:55発は春、夏休みの平日は運休(県立紀南図書館休館日は運行)
3	4A	上富田町役場前	上富田町役場前	朝来駅・丹田台緑ヶ丘・ビッグ・ユー	往 15.87km 復 15.70km 平均 15.79km	往 1回 復 1回	・春、夏休みの平日のみ運行(県立紀南図書館休館日は運休)
4	6	上富田町役場前	上富田町役場前	朝来小学校・医療センター・朝来駅	往 13.59km 復 13.32km 平均 13.46km	往 1回 復 1回	・土・日・祝日、12/29 ～1/3は運休

停留所名称新旧対照表

旧	新
南紀の台下 パブリック白浜前 市ノ瀬診療所前 ※新設バス停 ※新設バス停	南紀の台東 パブリック入口 市ノ瀬河川公園 大内谷(おおうちだに) なのはな保育所(なのはなほいくしよ)

コミュニティバス1 停 留 所 名	時刻表
	⑫
上 富 田 町 役 場	17:35
庁 舎 前	17:36
生 馬 口	17:37
郵 便 局 前	17:38
朝 来 駅	17:40
鳶 野	17:41
はまゆう団地前	17:42
は ま ゆ う	17:43
新 川 前	17:44
朝 来 小 学 校	17:46
丹 田 台	17:47
丹田台集会所前	17:48
丹 田 台 北	17:49
飛 曾 川	17:51
あ ら ぼ り	17:52
定住促進住宅前	17:55
緑 ケ 丘	17:57
大 内 谷 入 口	17:58
南 紀 の 台 東	17:59
南 紀 の 台 北	18:00
医療センター前	18:03
南 紀 の 台 南	18:05
パブリック入口	18:06
パブリック住宅前	18:07

コミュニティバス4 停 留 所 名	時刻表	時刻表	時刻表
	④	⑨	⑩
上 富 田 町 役 場	9:55	15:00	15:55
庁 舎 前	9:56	15:01	15:56
生 馬 口	9:57	15:02	15:57
郵 便 局 前	9:58	15:03	15:58
朝 来 駅	10:00	15:05	16:00
鳶 野	10:01	15:06	16:01
はまゆう団地前	10:02	15:07	16:02
は ま ゆ う	10:03	15:08	16:03
新 川 前	10:04	15:09	16:04
朝 来 小 学 校	10:06	15:11	16:06
丹 田 台	10:07	15:12	16:07
丹田台集会所前	10:08	15:13	16:08
丹 田 台 北	10:09	15:14	16:09
飛 曾 川	10:11	15:16	16:11
あ ら ぼ り	10:12	15:17	16:12
定住促進住宅前	10:15	15:20	16:15
緑 ケ 丘	10:17	15:22	16:17
大 内 谷 入 口	10:18	15:23	16:18
南 紀 の 台 東	10:19	15:24	16:19
南 紀 の 台 北	10:20	15:25	16:20
医療センター前	10:23	15:28	16:23
南 紀 の 台 南	10:25	15:30	16:25
パブリック入口	10:26	15:31	16:26
パブリック住宅前	10:27	15:32	16:27
大 内 谷	10:29	15:34	16:29
なのはな保育所	10:30	15:35	16:30
鳶 野	10:31	15:36	16:31
朝 来 駅	10:32	15:37	16:32
郵 便 局 前	10:34	15:39	16:34
生 馬 口	10:35	15:40	16:35
庁 舎 前	10:36	15:41	16:36
上 富 田 町 役 場	10:37	15:42	16:37

春・夏休み
(ビッグ・ユー乗り入れ)

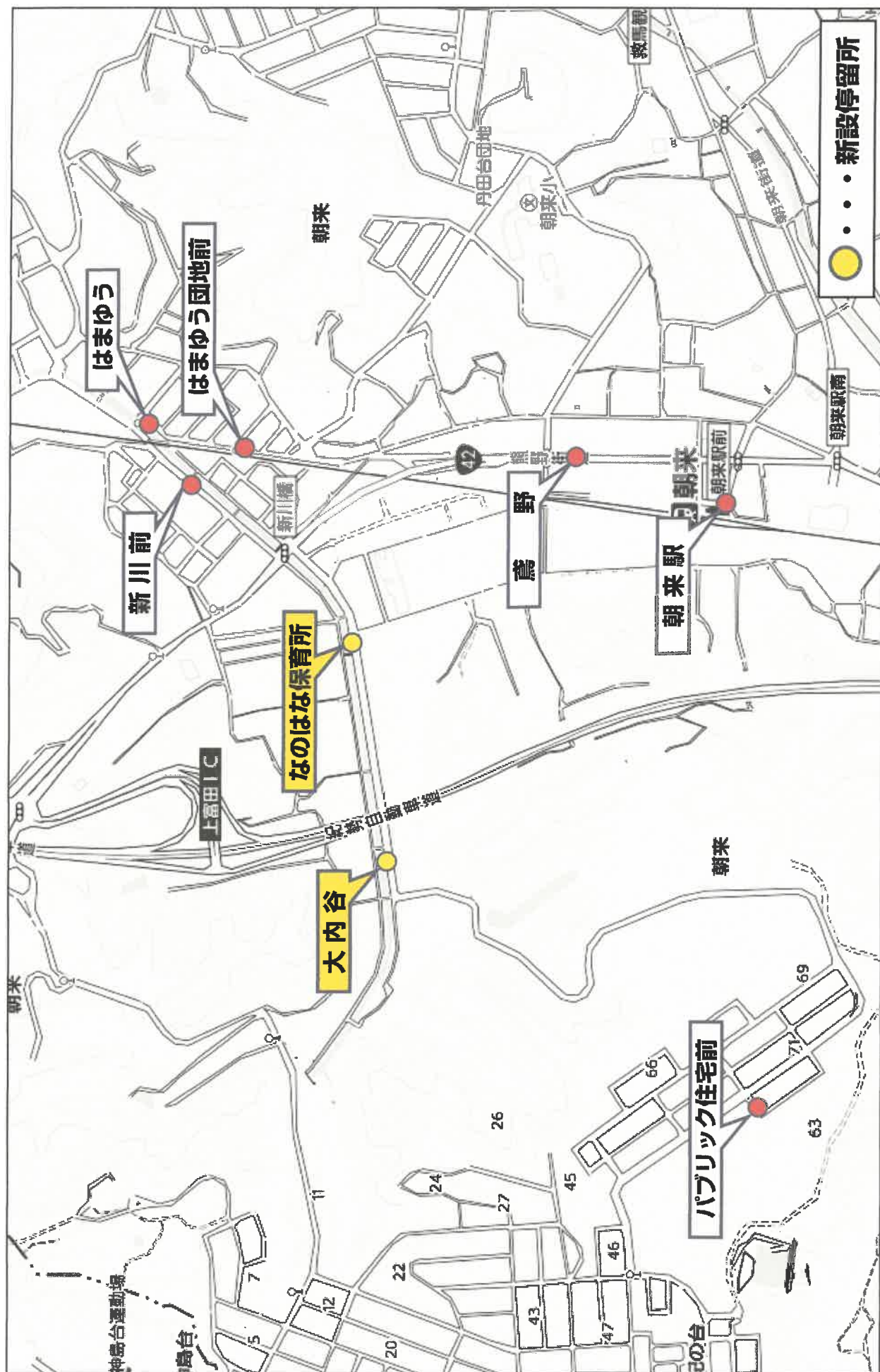
コミュニティバス4A 停 留 所 名	時刻表
	④
上 富 田 町 役 場	9:55
庁 舎 前	9:56
生 馬 口	9:57
郵 便 局 前	9:58
朝 来 駅	10:00
鳶 野	10:01
はまゆう団地前	10:02
は ま ゆ う	10:03
新 川 前	10:04
朝 来 小 学 校	10:06
丹 田 台	10:07
丹田台集会所前	10:08
丹 田 台 北	10:09
飛 曾 川	10:11
あ ら ぼ り	10:12
定住促進住宅前	10:15
緑 ケ 丘	10:17
大 内 谷 入 口	10:18
南 紀 の 台 東	10:19
南 紀 の 台 北	10:20
医療センター前	10:23
ビッグ・ユー	10:26
南 紀 の 台 南	10:30
パブリック入口	10:31
パブリック住宅前	10:32
大 内 谷	10:34
なのはな保育所	10:35
鳶 野	10:36
朝 来 駅	10:37
郵 便 局 前	10:39
生 馬 口	10:40
庁 舎 前	10:41
上 富 田 町 役 場	10:42

コミュニティバス6 停 留 所 名	時刻表
	⑦
上 富 田 町 役 場	13:15
上 村	13:17
丹 田 台 北	13:18
丹田台集会所前	13:19
丹 田 台	13:20
朝 来 小 学 校	13:21
はまゆう団地前	13:23
は ま ゆ う	13:24
飛 曾 川	13:25
あ ら ぼ り	13:26
定住促進住宅前	13:29
緑 ケ 丘	13:31
大 内 谷 入 口	13:32
南 紀 の 台 東	13:33
南 紀 の 台 北	13:34
医療センター前	13:37
南 紀 の 台 南	13:39
パブリック入口	13:40
パブリック住宅前	13:41
大 内 谷	13:43
なのはな保育所	13:44
鳶 野	13:45
朝 来 駅	13:46
郵 便 局 前	13:48
生 馬 口	13:49
庁 舎 前	13:50
上 富 田 町 役 場	13:51

(四)



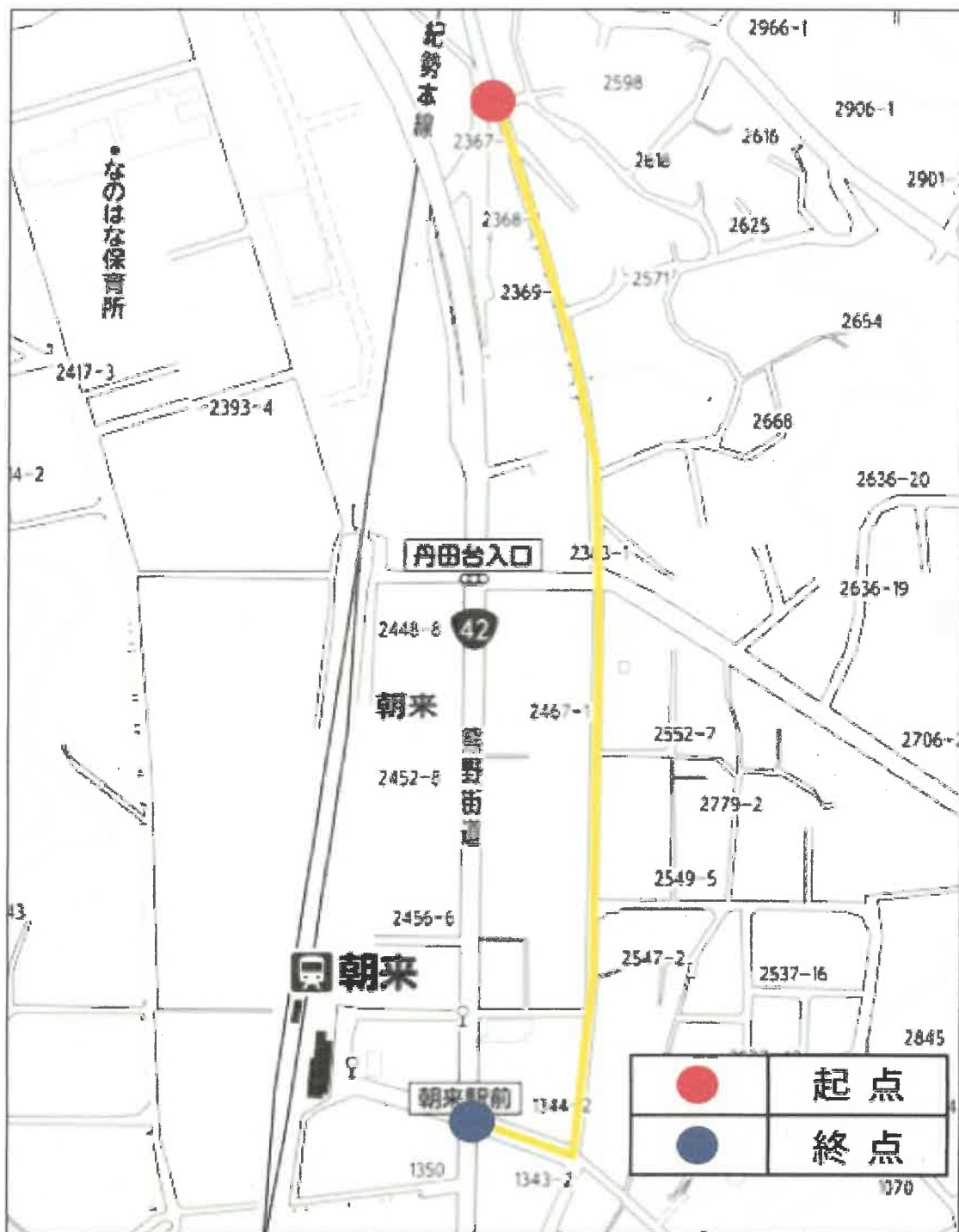
○新設停留所位置図(案)



○新設停留所位置図(案)



- ・路線を廃止しようとする区間



	地 番		キロ程
区 間	1 起 点	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2576-1地先	0.59 k m
	2 終 点	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1346-6地先	

上富田町地域公共交通会議設置要綱

平成21年11月10日
要綱第 37号

(目 的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、上富田町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 町営有償運送の新設、廃止、態様の変更及び運賃・料金に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組 織)

第3条 交通会議の委員は、次のとおりとする。

- (1) 上富田町長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 公益社団法人和歌山県バス協会及び社団法人和歌山県タクシー協会の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (7) 和歌山県知事又はその指名する者
- (8) 田辺警察署長又はその指名する者
- (9) 道路管理者、その他会長が必要と認める者
- (10) 社団法人和歌山県ハイヤー・タクシー協会の代表

(会 長)

第4条 交通会議に会長を置き、前条第1号に規定する町長が指名する者を充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 交通会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

3 交通会議は、原則として公開とする。

4 交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、総務政策課まちづくりグループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。